

(健Ⅱ547F) (健Ⅰ256)
令和4年2月10日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
釜 菡 敏
渡 辺 弘 司

地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等への
優先的な接種について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛て標記の事務連絡及び同事務連絡(その2)がなされましたのでご連絡いたします。

本件は、内閣総理大臣からの指示を踏まえ、厚生労働省子ども家庭局、文部科学省、警察庁、消防庁から自治体に対して、保育所等の職員や学校の教職員、警察職員、消防職員及び消防団員の新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)を促進するよう事務連絡等が出されている旨、連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

(参考)

「追加接種の速やかな実施について(その2)」 [\(令和4年2月1日付\(健Ⅱ522F\)\)](#)

令和4年2月8日
事務連絡

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等への
優先的な接種について

「追加接種の速やかな実施について（その2）」（令和4年1月31日付け事務連絡）において、予約枠に空きがあれば、現に高齢者に対する接種が行われている場合においても、6か月の接種間隔が空いたならば、一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたいこと、また、接種間隔を短縮した一般対象者への追加接種を進めるに当たっては、自治体の判断により、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等について優先的に接種を行うことも検討いただきたいことを周知したところです。

こうした中、2月7日に内閣総理大臣から関係閣僚に対し、

- ・特に保育所や学校での感染が拡大している実態を踏まえ、教職員や保育士などに対する積極的な接種促進を都道府県や市町村に対して働きかけること
- ・警察官、消防職員への接種を進めること

について指示が出されたところです。

上記内閣総理大臣の指示を踏まえ、厚生労働省子ども家庭局、文部科学省、警察庁からそれぞれ、都道府県・市区町村の各主管部（局）等に対し、各都道府県等の衛生主管部（局）等の関係者との間で適切な調整・連携を図りつつ、保育所等の職員や学校の教職員、警察職員への接種を円滑かつ迅速に進めてほしい旨、別添1～3のとおり事務連絡等が出されています。

貴部（局）におかれましては、上記事務連絡等についてご了知のうえ、各主管部（局）等から新型コロナワクチン接種について相談等がなされた場合、各自治体の実情を踏まえた上で適切に対応いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- ・「保育所、放課後児童クラブ等の職員へのワクチン追加接種について」（令和4年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化対策総合対策室・同局保育課・同局家庭福祉課・同局子育て支援課事務連絡）（別添1）
- ・「教職員の新型コロナワクチンの追加接種について」（令和4年2月7日付け文部科学省初等中等教育局所等中等教育企画課事務連絡）（別添2）
- ・「新型コロナワクチンの速やかな追加接種について（通達）」（令和4年2月7日付け警察庁丁教厚発第131号）（別添3）

(別添1)

事務連絡

令和4年2月7日

各 都道府県
市区町村

保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局）
民生主管部（局）
認可外保育施設主管部（局）

御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化対策総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所、放課後児童クラブ等の職員へのワクチン追加接種について

目下、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めながら、保育提供を始めとする児童福祉サービスの維持に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般のオミクロン株による感染拡大により、保育所等においても児童や職員の感染者数が増加するとともに、それに伴い臨時休園する保育所数も増加しているところですが、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種（以下「3回目接種」という。）については、発症予防効果の回復等が示唆されていることから、地域の保育提供、児童福祉サービス機能の維持のためにも、希望する保育所、放課後児童クラブ等の職員に対して可能な限り速やかに実施することが重要であると考えています。

保育所については、令和4年2月2日付けの事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる関連事務連絡（濃厚接触者の待機解除、抗原定性検査キットの発注、追加接種における優先接種）の周知について」において周知している「追加接種の速やかな実施について（その2）」（令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添）において、予約枠に空きのある自治体においては、2回目接種から6か月以上が経過した一般対象者についても3回目接種の前倒しを行っていただきたいこと、その際、一部自治体の取組例も参考としつつ、自治体の判断で社会機能を維持するために必要な事業の従業者等に優先的に接種を行うことを検討していただきたいこと、社会機能を維持するために必要な事業として、保育事業等が含まれていること等についてお示しをしているところです。

こうした中、本日、内閣総理大臣から厚生労働大臣に対し、保育所や学校での感染が拡大している実態を踏まえ、保育士などの職員に対し、積極的に3回目接種を促進することを働きかけるよう指示があったところです。

子どもの感染が増えていることに鑑みれば、保育所の職員だけでなく、子どもに接する施設・事業等の職員である、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業及び延長保育事業の職員、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ及び児童厚生施設の職員、児童養護施設等の社会的養育関係施設・事業の職員並びに認可外保育施設の職員についても、同様に積極的な3回目接種の促進の対象としていただきたいと考えています。

貴課におかれましては、保育所、放課後児童クラブ等の職員の追加接種が迅速かつ円滑に進められるよう、以下の点にも留意しつつ、市区町村内の3回目接種の担当と連携し、接種を希望する保育所、放課後児童クラブ等の職員が早期に接種することができるよう尽力していただくとともに、必要に応じ、各都道府県等の衛生主管部（局）等の関係者との間で適切な調整・連携を図っていただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、厚生労働省健康局健康課予防接種室とも協議の上で発出している点申し添えます。

記

- 積極的な3回目接種の対象は、保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業及び延長保育事業の職員、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ及び児童厚生施設の職員、児童養護施設等の社会的養育関係施設・事業の職員並びに認可外保育施設の職員（以下「保育所、放課後児童クラブ等の職員」という。）とすること。

- 3回目接種の予約枠に空きがある場合については、一般対象者についても、
①2回目接種を完了した日から6か月以上経過②18歳以上③日本国内で初回接種（1回目・2回目接種をいう。以下同じ。）又は初回接種に相当する接種（※）を完了という3つの要件を満たせば接種することができること。保育所、放課後児童クラブ等の職員は、自治体の判断で、社会機能を維持するために必要な事業の従業者等として優先的に接種を行うことを検討する対象に該当し得ること。

※ 海外で2回接種、海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業で2回接種、在日米軍従業員接種で2回接種、製薬メーカーの治験等で2回接種（ただし、我が国で薬事承認されているファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチン、アストラゼネカ社ワクチンのいずれかを接種している場合に限る。）

- 3回目接種に係る接種券を有していない場合であっても、接種を行うことは可能であること。

※ 詳細の運用は「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）を参照

- 保育所等については、3回目接種のため又は当該接種の副反応により保育所等の職員が出勤できない場合については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」（令和2年2月25日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）の取扱いを適用し、人員の基準に関し、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で柔軟に取り扱うことができること。

以上

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4852, 4854)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ、児童厚生施設について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4965, 4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : kosodateshien@mhlw.go.jp
clubsenmon@mhlw.go.jp

(児童養護施設等の社会的養育関係施設・事業について)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL : 03-5253-1111 (内線4867, 4868)

FAX : 03-3595-2663

E-mail : kateihukushi@mhlw.go.jp

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線) 4838

FAX : 03-3595-2313

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

教職員の新型コロナワクチンの追加接種について、内閣総理大臣の指示を踏まえた依頼事項等についてまとめましたので、お知らせします。

事務連絡
令和4年2月7日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

教職員の新型コロナワクチンの追加接種について

今般の新型コロナウイルス感染症の急速な拡大の中、各学校の状況に応じて臨時休業とする対応が増加しています。学校の教育活動の継続の観点からも、希望する教職員に対して可能な限り速やかに新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）を実施することが重要です。

先般、「追加接種の速やかな実施について（その2）」（令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「厚生労働省事務連絡」という。）が発出され、厚生労働省から各都道府県等に対して、追加接種の予約に余裕のある自治体においては、2回目接種から6か月以上が経過した一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたいこと、その際、一部自治体の取組例も参考としつつ、自治体の判断で社会機能を維持するために必要な事業の従業者等に優先的に接種を行うことを検討していただきたいこと等について依頼をしているところです。

こうした中、本日、内閣総理大臣から文部科学大臣に対して、学校の教職員について、積極的な接種促進を働きかけるよう指示がありました。

貴課におかれては、下記事項及び厚生労働省事務連絡に御留意の上、それぞれの所管に属する学校の教職員の追加接種が迅速かつ円滑に進められるよう、必要に応じ相互に連携を図りつつ、各都道府県等の衛生主管部（局）等の関係者との間で適切な調整・連携を図っていただくようお願いいたします。

併せて、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

記

1. 教職員等への追加接種について

- ・ 学校の教職員（非常勤を含む。以下同じ。）は、積極的な追加接種の対象であること
学校の教職員は、自治体の判断で、社会機能を維持するために必要な事業の従業者等として優先的に接種を行うことを検討する対象に該当し得ること
個々の自治体の状況に応じて、教員業務支援員やスクールカウンセラー等の支援スタッフ等を含めることも考えられること

2. 追加接種の実施手順について

- ・ 初回接種（1回目、2回目接種をいう。以下同じ。）の完了から6か月以上の間隔をおいて実施すること
- ・ 追加接種の実施時まで市町村が接種券を発行することが困難な場合の例外的措置について「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナウイルス追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）で示されていることから、これを踏まえて適切に対応すること
また、接種券が届いていない状態で接種を受けた教職員に係る情報の共有が適切に図られるよう、衛生主管部（局）等の関係者との間で適切な連携を図っていただきたいこと

3. その他

- ・ 追加接種に伴い教職員に副反応が出た場合には、「地方公務員についての新型コロナウイルス接種に係る考え方について（通知）」（令和3年5月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）を踏まえる等により、適切に対応いただきたいこと

（添付資料）

- ・ 「追加接種の速やかな実施について（その2）」（令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添1）
- ・ 「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナウイルス追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添2）
- ・ 「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添3）

- ・「地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について（通知）」（令和3年5月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）（別添4）

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 公立学校の教職員に関すること
初等中等教育局初等中等教育企画課（内 4678）
- 私立学校の教職員に関すること
高等教育局私学部私学行政課（内 2533）
- 国立大学附属学校の教職員に関すること
総合教育政策局教育人材政策課（内 3498）
- 公立大学附属学校の教職員に関すること
高等教育局大学振興課（内 3370）
- 幼稚園の教職員に関すること
初等中等教育局幼児教育課（内 3136）
- 高等専修学校の教職員に関すること
総合教育政策局生涯学習推進課（内 2939）

内閣府：03-5253-2111（代表）

- 認定こども園の保育教諭等に関すること
子ども・子育て本部認定こども園担当（内 38446）

(別添3)

原議保存期間 1年
(令和5年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付)
庁内内部各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丁教厚発第131号
令和4年2月7日
警察庁長官官房教養厚生課長

新型コロナワクチンの速やかな追加接種について (通達)

新型コロナウイルス感染症については、本年に入って以降、オミクロン株による感染の拡大が急速に進んでいるところである。感染者が増加すれば、職員の職場離脱も増加し、警察業務の継続に支障を来すおそれがある。そのため、職員への新型コロナワクチンの追加接種を速やかに進める必要がある。

新型コロナワクチンの追加接種については、「追加接種の速やかな実施について(その2)」(令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「厚労省事務連絡」という。別添)において、「予約枠に空きがあれば、(中略)現に高齢者に対する接種が行われている場合においても、6か月の接種間隔が空いたならば、一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたい。」とされ、速やかな接種の実施が各自治体に通知されている。

また、本日、内閣総理大臣から関係閣僚に対し、「自治体に配付したワクチンなども活用して、地域におけるエッセンシャルワーカーに対する接種も進める必要がある。」として、国家公安委員長に対しては警察職員への接種を進めるよう指示があったところである。

こうした情勢を受け、各都道府県警察においては、関係自治体に申入れを行うなどして、6か月の接種間隔が空いた警察職員の追加接種を早急に実施することとされたい。

記

1 追加接種の加速

厚労省事務連絡に従い、前回接種から6か月を経過した者が、早期に追加接種を受けられるよう、利用可能な機会を余さず捉えて、追加接種を推進すること。特に、前回接種を昨年8月までに受けた者(前回接種から6か月を既に経過し、又は近く経過する者)について、本年2月中に追加接種を受けることを目指すこと。

このため、利用可能な機会ごとに、次の対応を取ること。

(1) 自治体が設けた接種会場での接種

ア 警察等を対象とした接種

追加接種の加速のため、次について自治体と協議すること。また、開始を予定していない場合には、警察職員を対象とした接種を行うよう働きかけること。

(7) 自治体による警察職員を対象とした接種が既に開始されている場合

- ・ 前回接種から6か月を経過した者を対象とすること。
- ・ 接種を受ける人数を増やすこと。
- ・ 接種券未着の者も追加接種の対象とし、後日警察において接種券を回収する扱いとすること。

(4) 自治体による警察職員を対象とした接種を予定している場合

- ・ 予定を早め前倒しで実施すること。
- ・ 前回接種から6か月を経過した者を対象とすること。
- ・ 接種を受ける人数を増やすこと。
- ・ 接種券未着の者も追加接種の対象とし、後日警察において接種券を回収する扱いとすること。

イ 余剰ワクチンを利用した接種

キャンセル等により自治体が設けた接種会場でワクチンの余剰が生じた場合には、その有効活用のため警察職員への接種を打診するよう自治体に働きかけ、自治体から打診があった場合には積極的に受け入れること。

(2) 警察単体での職域接種会場での接種

実施時期を前倒しする余地がないか検討すること。他の機会を用いた接種の方が早期に追加接種を行える場合には、方法を切り替えることも検討すること。

(3) 警察職員が個人で申し込む接種

上記(1)・(2)により接種を実施するよりも警察職員が個人で申し込んで接種を受ける方が追加接種を早期に行える場合には、個人での申込みも並行して推奨すること。

(4) 関係自治体との折衝

上記の追加接種の実施のために関係自治体と折衝するに際しては、厚労省事務連絡を先方に示すなど有効活用し、必要に応じて幹部自ら首長を含む自治体幹部に交渉するなど、速やかな接種の実施を期されたい。

2 報告

次の事項については、警察庁長官官房教養厚生課（以下「教養厚生課」という。）宛て随時報告されたい。報告の方法は、P-WANメール、電話等適宜のものでよい。

(1) 追加接種の見込み

追加接種の実施の方法、開始時期、規模、進捗等について報告されたい。

(2) 自治体協議における支障

警察職員を対象とした追加接種の促進について協議した際に、自治体から否定的な見解が示された場合には、その旨を報告されたい。

自治体が見解を示す際には、例えば、次のようなものが考えられる。

(例)

- ・ 医療従事者・高齢者の優先接種を進めている段階であり、エッセンシャルワーカーまで対象を拡大できない。
- ・ 前回接種から7か月（又は8か月）を経過した者でなければ、追加接種はできない。
- ・ 接種券を持参しなければ追加接種はできない。